

## 連載 発注者からみた官公庁情報システムの現状と課題 第 80 回 官公庁と民間事業者の応札者評価基準の違い

神奈川県庁 岩崎 和隆

### 1 はじめに

民間事業者の発注者の方及びその経験者の方と情報システム開発調達における応札者の評価基準のお話をしていると、話がかみ合いません。

私には、その理由が何年もの間、謎だったのですが、最近、その謎が解けました。

そこで本稿では官公庁の情報システム開発調達の評価基準の特殊性を、民間事業者の情報システム開発調達との比較で説明します。また、参考として官公庁における公共工事調達とも比較します。

### 2 官公庁の情報システム開発調達の評価基準－民間事業者との違い

民間事業者が発注する情報システム開発調達においても評価基準を作成してコンペを行っていると同っています。たとえば、提案書受領後ではありますが、永井（2016）<sup>※1</sup>ではコンペで受け取った提案書について評価基準を作成して評価することとしています。

このように、一見すると官民ともに発注者は評価基準を作成するという点で同じように見えます。しかし、誰が応札できるかという点が官民で異なります。

民間事業者が発注者のときは、例外があるかもしれませんが発注者が声を掛けた IT 事業者がコンペに参加します。声が掛からなかった事業者は参加できません。しかし、官公庁が発注者のときは、参加資格要件を定め、その要件をクリアしている IT 事業者は誰でも参加できます。官公庁では参加できる事業者を指名することもあります。国、自治体ともに参加資格要件を満たす事業者が誰でも参加できる一般競争入札が原則で、入札に参加する事業者を何社か指名する指名競争入札は例外です。そして、私の知る限り、国の情報システム開発調達で指名競争入札を用いたものを見たことがないため、使われていないか、ほとんど使われていないかのどちらかと考えられます。また、私の知る限り、神奈川県庁の情報システム開発調達でも指名競争入札を用いることはほぼありません。

このように、民間事業者では発注者が声を掛けた IT 事業者がコンペに参加します。そのため、プロジェクト遂行能力が不十分な IT 事業者には最初から声を掛けないと考えられます。しかし、官公庁では参加資格要件を満たせば誰でも入札に参加できます。そして、参加資格要件でプロジェクト遂行能力が不十分な IT 事業者の応札を阻止することが難しいという状況があります。

これを例えるなら、応札した各社の提案を 100 点満点としたとき、民間事業者が発注者のときは、プロジェクト遂行能力をクリアした IT 事業者だけに声をかけていますから、評価基準の役割は 70～90 点の IT 事業者の中からもっともよい事業者を選ぶこととなりま

す。ゆえに、評価基準に問題があり、誤って本来は 70 点の事業者を選んでも、少し困る程度のことと考えられます。

しかし官公庁では、20 点のような事業者が応札するおそれがあります。20～90 点の IT 事業者の中から誤って 20 点の事業者を選んでしまうと、情報システム開発が失敗するおそれが大きくなります。そして、官公庁が開発を発注する情報システムは、ほとんどの場合、業務遂行に欠かせないものですから、開発の失敗は業務遂行を困難にします。このことと、参加資格要件ではプロジェクト遂行能力が不十分な事業者を阻止することが難しいことから、評価基準で阻止する必要があります。

### 3 (参考) 官公庁の情報システム開発調達の評価基準－官公庁の公共工事調達との違い

参考として、官公庁における情報システム開発調達と公共工事調達を比較します。公共工事調達では、よほど難易度の高い工事を除き、官民ともに我が国では工事の失敗は情報システム開発の失敗ほど懸念すべきことではありません。工事が失敗すれば受注者は損害賠償しなければならないだけでなく、死傷者が出れば刑事罰のおそれもあります。

## 4 まとめ

このように、民間企業による情報システム開発調達及び官公庁による公共工事調達ともに評価基準でプロジェクト遂行能力ないし工事施工能力が不十分な事業者を阻止する必要性が低いと考えられます。しかし、官公庁の情報システム開発調達ではその必要性があります。これを一般化すると、評価基準でプロジェクト遂行能力が不十分な事業者を阻止する必要があるときは、その必要性が低いときと異なる評価基準になると言えます。

## 5 おわりに

### (1) お断りとお願い

本稿の内容は、当学会や神奈川県の見解でなく、私の知見と記憶に基づくものです。

本稿へのご助言、ご異論、ご感想、ご質問や、今後取上げるテーマのご要望をくだされば、大変幸いです。特に、ご異論やご助言は、私の考えをブラッシュアップしてください、貴重なものです。心より、お待ち申し上げております。

### (2) 私への連絡方法

ご意見、ご感想などは、私の連絡先をご存じの方はその方法で、ご存じない方は次の URL のいずれかのフォームから連絡可能です（使いやすい方をご利用ください）。

<https://researchmap.jp/999-z/mail>

<https://forms.gle/REDtAhrRhkc5m4gp8>

### (3) 官公庁 4.0 研究会が活動を始めました。

昨年度、情報システム学会の中に、官公庁 4.0 研究会を設置しました。私が主査（代

表) をしております。昨年 8 月から今まで 14 回開催いたしました。現時点で次回以降の開催予定は未定です。決まり次第、学会ホームページ、学会ダイレクトメールなどでお知らせいたします。

(4) 研究上の利益相反に係るお知らせ

私はいままで、この国をよくしたいという想いで、デジタル関係などの国の施策について私の意見をこのメルマガやその他の媒体で申し上げてきました。特に国の方には何度も厳しいことを申し上げてきました。また、時には国の施策を肯定的に紹介したこともあります。

このたび、ボランティアですが国の方に私の研究をレクチャーする機会をいただきました。これからも国に付度するつもりは全くありませんが、国とこのような関係にあることはこの場を借りて皆様に利益相反の可能性のあることとして公表いたします。

最近、様々な方とお話する機会が増えたので、細かいものもいろいろございます。依頼元との関係で可能な範囲となりますが、主なものは researchmap (国立研究開発法人科学技術振興機構が運営しているデータベース型研究者総覧) の私のページの「社会貢献活動」などにおいて内容を公表いたします。なお、依頼元の実名が記載されているものは、公開のイベントないし依頼元から実名公表のご許可をいただいております。

※ 1) 永井昭弘, “RFP&提案書完全マニュアル改訂版”, Kindle 版, 日経 BP 社. 2016.